**さいたま市重度要介護高齢者紙おむつ等支給事業事業者登録申請のご案内**

１　登録申請事業者の資格

　登録を申請できる事業者は次のいずれかに該当する者で、当該事業の目的等を熟知し、別の仕様書に定める業務が履行できる者とします。

1. 業務委託（建設工事、設計・調査・測量、土木施設維持管理及び小規模修繕業者を除く）又は物品納入等について、令和７・８年度さいたま市競争入札　　参加資格者名簿に登載された者又は登録申請中であり名簿に登載が予定される者
2. 一般社団法人さいたま市薬剤師会の会員薬局

２　申請の方法及び提出書類

　事業者登録を希望する者は、下記の書類を提出してください。

（１）　紙おむつ等支給事業事業者登録（新規・更新）申請書（様式第1号）

（２）　紙おむつ等支給事業単価審査表

（３）　情報セキュリティ特記事項第4条関係書面

３　申請期限

　令和６年１２月２日（月）まで「消印有効」（持参の場合は、土、日、祝日を除く）

４　申請書類提出先及び提出方法

　〒330-9588　さいたま市浦和区常盤６－４－４

さいたま市役所2階　福祉局長寿応援部高齢福祉課　在宅事業係

持参、郵送、又はメール

５　申請結果について

　登録の申請があったときは、その内容を審査し、登録の可否について「紙おむつ等支

給事業事業者登録決定・却下通知書」により申請者に通知します。

６　登録有効期間及び事業実施期間

　令和７年４月１日から令和８年３月３１日まで（ただし、令和８年３月支給分の商品の配送は、令和８年４月１０日まで行えることとします。）

※令和７年度当初から事業を実施するために募集するもので、令和７年度予算の議決が成されない場合は、登録を取り消します。

※令和７・８年度さいたま市競争入札参加資格者名簿に登録申請中の者については、名簿に登載が予定されない場合は、登録を取り消します。

【　問合せ先　】

〒330-9588　さいたま市浦和区常盤６－４－４

さいたま市高齢福祉課　在宅事業係　昼間

TEL　０４８－８２９－１２６０

FAX　０４８－８２９－１９８１

Ｍａｉl　korei-fukushi@city.saitama.lg.jp

**さいたま市重度要介護高齢者紙おむつ等支給事業**

**事業者登録申請　配布資料一覧**

□１　さいたま市重度要介護高齢者紙おむつ等支給事業概要

□２　さいたま市重度要介護高齢者紙おむつ等支給事業に関する仕様書

□３　紙おむつ等支給事業事業者登録（新規・更新）申請書（記入例含む）

□４　紙おむつ等支給事業単価審査表（記入例含む）

□５　情報セキュリティ特記事項第４条関係書面（記入例含む）

□６　さいたま市重度要介護高齢者紙おむつ等支給事業商品カタログ（見本）

□７　納品受領書（見本）

□８　紙おむつ等支給事業実績報告書（見本）

□９　ＣＤ利用実績入力（見本）

□10　紙おむつ等支給利用券（見本。令和６年度時点のもの）

※資料は、さいたま市ウェブサイトから電子データをダウンロードすることができます。

トップページ >事業者向けの情報＞届出・手続き＞福祉

＞重度要介護高齢者紙おむつ等支給事業（事業者向け）

**さいたま市重度要介護高齢者紙おむつ等支給事業**

**事業者登録申請時提出資料**

□１　紙おむつ等支給事業事業者登録（新規・更新）申請書

□２　紙おむつ等支給事業単価審査表

□３　情報セキュリティ特記事項第４条関係書面